

北海道告示第 11339 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 15 条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

令和 6 年 9 月 3 日

北海道知事 鈴木 直道

登録 番号	肥料の 種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の 規格	生産業者		失効 年月日
					名称	住所	
北海道 第 3047 号	副産動 植物質 肥料	フィッシュソ リュブル	窒素全量 6.0	使用される 原料、含有 される有害 成分の最大 量及びその 他の制限事 項は公定規 格のとおり	池下産業株 式会社	広尾郡広尾 町字茂寄 936 番地 1	令和 6 年 8 月 28 日